

住宅用火災警報器が大切な「命」「財産」を守る！



市消防本部
予防課 課長補佐

中田 和之

消防 「こんにちは、住宅用火災警報器はついていませんか？」

市民 (台所の天井を指差して) 「ここについています！」

消防 「寝室はどうですか？」

市民 「いいえ、ついていません。」

これは今年度11月から実施している住宅用火災警報器の設置に關する戸別訪問でのやりとりです。

今や、ほとんどのご家庭に普及している住宅用火災警報器。しかし、寝室には設置していないというご家庭がまだまだ多くあります。

ではなぜ寝室に必要なのでしょうか。それは、住宅火災における死者の約7割が65歳以上の高齢者で、就寝中に発生した火災に気づかず逃げ遅れて犠牲になるケースが増加しているからです。

住宅用火災警報器は、就寝中でも火災の発生を大きな音で知らせてくれますので、避難に時間がかかるお年寄りがおられる住宅の寝室には、特に確実な設置が必要です。

住宅火災による逃げ遅れを防ぐために、寝室にも必ず設置してください！



迅速かつ適切な通報を行う救マーク認定事業所の従業員

100事業所の認定を目指す

救マーク認定制度がスタートしてから10年。今年度も新たに1事業所を認定し、救マーク認定事業所は93事業所となりました。今後も市総合計画の目標値に掲げる100事業所の認定を目指し、既に認定している事業所の協力を得ながら、その維持を図っていきます。

市内各事業所の皆さんは、応急手当の認定者が常駐する体制づくりについてご理解とご協力をお願いします。

を受講するとともに、事業所内で発生した救急事故に対して適切な通報や応急手当、救急車の誘導を行います。

INTERVIEW



網野自動車教習所

私たち網野自動車教習所では、地域のために何かできることはないかと探していたところ、市消防本部のホームページで救マーク認定制度のことを知りました。教習所でも、応急救護処置の教習を実施していることから、自分たちの知識を生かしながら地域へ貢献できるのではないかと考え、今年度、救マーク認定事業所の申請を行いました。

今回、救マーク認定を受けたことは、これからの教習にも役立ってくれるものと思います。また、事業所として救マークを掲げていることをホームページやSNSで発信しています。

今後も救マーク認定を継続し、地域の方々に安心を還元していきたいと思っています。



到着した救急車の誘導を行う救マーク認定事業所の従業員
(撮影協力：久美の浜神の温泉 みなと悠悠)

「救マーク」

認定制度

応急手当の認定者が常駐する体制づくり

事業所内で発生した救急事故に速やかに対応

市消防本部では、応急手当の普及と、市民や通勤・観光などで本市を訪れる方の安心・安全を確保するため、平成18年度から救マーク認定制度を実施しています。

この制度は、市内の店舗や宿泊施設など(以下「事業所」という)で発生した救急事故に、従業員が速やかに応急手当を行うことができる事業所を認定する制度です。

認定された事業所には、「救マーク認定証」を玄関、フロントなどに掲示していただいています。

上級救命講習修了者が常駐

救マーク認定事業所には、市消防本部が実施する上級救命講習の修了者が常に勤務しています。

その従業員は、定期的に再講習

救マーク認定制度Q&A

Q 認定されるにはどうすればいいの？

A 上級救命講習を修了した従業員1人以上の常駐、救急事故が発生した際の連絡体制などを記載した計画書の作成が必要です。

認定要件は、①上級救命講習※を修了した従業員が、その事業所の営業時間、公開時間中に1人以上常駐し、速やかに応急手当が実施できること、②救急事故が発生した場合に救急隊との連携ができるように連絡や誘導体制などを定めた計画書を作成していること、となっています。※講習会の日程など詳しくは峰山消防署救急係(☎62-0119)へお問い合わせください。

Q 有効期限はありますか？

A 認定日から1年間です。

救マークの有効期限は認定日から1年間です。ただし、再講習もしくは新たに上級救命講習を受講した場合は、救マーク認定(更新)申請書を提出することにより、更に1年間有効期限を更新することができます。

Q 認定事業所がやらなければならないことはありますか？

A 応急手当に関する従業員の育成・指導をお願いします。

救マーク認定事業所は、速やかに応急手当が実施できるように、応急手当に関する従業員の育成・指導などに努めていただきます。

Q 認定証はどこに掲示すればいいの？

A 出入り口などへの掲示をお願いします。

救マーク認定証の交付を受けた事業所は、認定証を事業所の出入口など、公衆の目に触れやすい場所に掲示していただきます。

